

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

岩木秀夫

はじめに

与えられた課題は「人口の構造変動と教育」である。これまでの人口変動によって教育がどのような経過をたどり、今後の変動によってどう変わるのかを定量的に予測しろ、というのがあるいは編集委員会の意図だったかも知れないが、そのような作業については、潮木守一『教員需要の将来展望』（福村出版、1985年）、喜多村和之編『学校淘汰の研究—大学「不死」幼想の終焉—』（東信堂、1989年）をはじめとする業績をみていただくことにする。また、将来は政策的選択によって異なった姿をとる。そこで、本稿では教育政策に焦点をあて、それが人口変動にどのように対処してきたか、今後の変動にどのように対処しよう（し損ねよう）としているのかを、教育社会学者の研究その他に依拠しつつ考察してみたい。

I 学校教育人口の急増・急減への対応：人口変動の従属変数としての教育

1. 児童・生徒数の急増減と小・中学校、高等学校教育

(1) 児童・生徒数減少と小中学校の施設・設備の余剰問題

小学校入学者数は、第二次ベビーブーム世代が入学した昭和53-55年に201万人から205万人に達し、それ以降は低下が続き平成元年には151万人となった。生徒数減少の

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

始まった昭和55年度に文部省は「第五次学級編制・教職員定数改善計画」をうちだした。これは昭和66年度までに、①全ての学級を40人以下の規模にする「40人学級計画」と、②教頭、小学校専科教員、教員・養護教員の増員を進める教員配置改善計画、の2つからなるものであったが、行革関連特例法により昭和59年度まで実施が凍結され、60年度から開始された。小・中学校ともに、平成3年度まで6年間をかけて学年進行で完成予定である。

また、昭和59年度には都道府県教委の学校施設づくりのための指針として、『五つの留意点』を発表し、「…公立学校施設づくりは、全国的には量的不足の解消に主力を注がなければならない時期は去り、今後は二一世紀の児童・生徒の教育学習の場にふさわしい、長期的観点に立った質的整備に重点をおくことが必要である」として、①適正規模を満たした施設づくり（12～18クラスを適正規模とし、6クラス以下の過小規模校の統合や30クラス以上の過大規模校の分離などをはかる）、②教育・学習方法の多様化に対応した施設づくり（多目的スペースの確保など）、③ゆとり、潤いと文化性を備えた施設づくり（運動広場、野外集会施設、セミナー・ハウスなど）、④地域社会に開かれた施設づくり（屋内体育館や運動場、特別教室、図書館などの地域開放）、⑤児童・生徒の増減に対応し得る施設づくり（教室間の間仕切りの可動化、余剰普通教室の転用など）の5点を例示した。

このような対策にもかかわらず、児童・生徒数の減少は、小中学校に現在、施設や教員の余剰問題を起こしている。屋敷和佳は昭和62年に、全国の市（東京23区を含む）ならびに人口3万人以上の町村の教育委員会の施設主管課を対象に質問紙調査を行った。これによれば、有効回答市区町村475のうち、小学校について「空き教室」対策が課題となっていると答えたのは46.7%、中学校について「空き教室」対策が課題となっていると答えたのは24.6%であった。また、全教室中に占める空き教室（余裕普通教室）の割合は、全国計で小学校では約17%、中学校では約10%であった。

さらに同調査は空き教室（余裕普通教室）の転用状況も聞いているが、これによれば、小学校では教材・資料室（74.7%）、児童・生徒会室（71.2%）、会議室（65.1%）、図書（読書）室（48.5%）などへの転用事例が、また中学校では児童・生徒会室（54.7%）、教材・資料室（50.3%）、会議室（50.3%）などへの転用事例が多い⁽¹⁾。

(2) 小中学校の今後の余剰施設対策

「40人学級」計画が完成する平成3年度以後については、臨時教育審議会第二次答申が「また、現行改善計画の完成後は、さらに改善し、学級編制等については弾力

化する」と述べたことを受けて、一律に学級規模の縮小をめざすよりは、学級編制基準を弾力化し、市町村教委の自由裁量幅を広げるという方向が固まりつつある。今後は、35人学級を含めた教育環境・条件のさらなる改善と、地域社会へのさらなる開放が施設余剰対策の2つの柱である。そのどちらに重きを置くかは各市町村教委の判断ということになる。

この点で、東京都教育庁社会教育部が昭和63年3月に出した『生涯学習のための学校施設の活用—「余裕教室」の現状と地域利用の方向—』は、今後の市町村教委の選択を占う材料として興味深い。この報告書の要点は以下のとおりである。①余裕教室対策では現在、地域への開放や社会教育での利用はきわめて少ない。②しかし児童・生徒数は、小学校で、昭和54年のピーク時に比べ昭和71年には65.2%になり、40人学級への移行を考慮してもなおかなりの余裕教室の増加が見込まれるし、中学校でも、37年のピーク時に比べ昭和74年には57.5%になると推計されており、学校によっては半分以上が余裕教室という事態も予想される。③東京都の生涯教育推進計画は、学校は人々の連帯を生み出し、新たな文化を創造する新しいコミュニティセンターとなるだろうと述べているが、そこに至るには、まず、学校開放をより一層充実していくことが必要である。

(3) 第二次高等学校生徒急増対策

第一次ベビーブーム世代240～250万人の中学校卒業を目前にひかえた昭和35年、文部省は『進みゆく社会の青少年教育』を発表し、昭和38年から昭和45年までの高校進学率を、58.0%→72.0%と予測した。しかし、実績値は、66.8%→82.1%と推移し文部省の計画を大幅に上回った。これは各都道府県および私立高等学校の生徒収容対策が文部省の予測を超えて進められた結果であった。菊池城司によれば、各都道府県は昭和45年度72%という全国水準に到達もしくはそれを上回るような独自の教育計画をたて、また、私立学校振興会は急増期間中の対35年度増加数136万人を公立90万、私立46万の割合で収容することを目標に、36～40年度にわたって高等学校生徒急増施設貸付金を準備し、私立高等学校の新增設に備えた。この結果、私立高校は第一次生徒急増期対策に大きく貢献した⁽²⁾。

当時の私立高校は、一般的に伝統、学費、教育条件等の点で公立高校に劣ることが多く、そのためその後の生徒数減少期に廃校に追い込まれる場合も出た。このような生徒急増減にともなう問題は、人口の社会増と第二次ベビーブームを控えた大都市圏でとくに激しく再現されることが予想された。そのなかで、文部省通知「公私立高等学校協議会の設置について」が昭和50年9月に各都道府県知事、各都道府県教育委員

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

会宛に出され、それをうけて各都道府県に作られたのが公私協である。

中学校卒業生数は、第二次ベビーブーム世代が卒業する昭和62年から平成元年にかけて200万人から205万人に達し、それ以降は減少期を迎える。この第二次急増対策にあたっての、計画進学率ならびに生徒収容の公私比率は、多くの県で公私協の協議をとおして決められている。大脇康弘は各都道府県が昭和55年から59年にかけて作成した第二次急増対策を収集し分析している。それによれば、この時期の計画進学率は、それまでが中学生の高校入学志願率を基準としていたのに対し、実績進学率の停滞・漸減傾向を踏まえたものとなっている。また、公私比率も概ね現状維持的に設定されている。生徒収容の具体策は、学校の新設を抑制し、学級増、学級定員増に多くを依存する臨時対策の性格が強く、その結果、過大規模の学校が増えた。臨時対策にとともなう教育条件の悪化は、私立高校の場合にはさらにひどく、公私格差が開く傾向にある⁽³⁾。

(4) 第二次高等学校生徒急減期対策

公私協の私学側代表で構成される全国組織である全国公立高等学校協議会私学連合会が昭和62年11月に発表した調査によれば、急減期の生徒収容の公私分担について、昭和62年現在で21の県が比率を具体的に定め、9県が基本原則を定め、7県が協議中であり、残り10県が未公表ないし未定である。具体的比率や基本原則が決まっている30県では、概ね急減期においても従来の公私分担割合を維持する方針がとられている⁽⁴⁾。

このような基本方針のもとで、公立、私立それぞれに減少期対策が検討されている。公立高校の長期的な減少期対策の例は、大阪府学校教育審議会が昭和61年7月に出した『公立高校協調を基本とした、今後の生徒急増・急減期における府立高等学校の整備のあり方について（答申）』である。この報告書は、昭和70年度の府立高等学校の学校規模は、学級定員が45人の場合に1校当たり平均25学級、学級定員が40人の場合に平均27学級となって、各学校でかなりの普通教室の余裕が生じることになると予測し、さらに教員の過員に関しても、法が改正され、公立高等学校の学級定員が40人になったものとして試算してみても、昭和70年度には相当数の過員が生じると予測している。公立高校の長期的な減少期計画は、この大阪のものを除いて、外部に発表されたものは見あたらない。

以上の予測にもとづいて同報告書が提案している減少期の施策の要点は、①開かれた学校づくり（技能・技術や芸術・スポーツなどに関する高等学校公開講座）と施設（運動場、体育館など）の開放、②教育条件の充実（国に対し、高等学校においても

学級定員が40人となるよう、関係法令の改正について強く要望する。また、急増期において規模を拡大した府立高等学校については、学校規模の縮小を進める), の2点である。

都道府県教育委員会が設置者である公立高等学校の減少期対策と違い、私立高等学校は個々の学校法人が設置者であるので、減少期におけるその定員削減は、各県私学団体による申し合わせ(私々間調整)のかたちで行われる。その最も徹底したかたちだが、大阪私立中学高等学校連合会の昭和61年12月19日総会決議『私立高校生徒の急減期に向けての基本方針』である。これは、減少期の私学新設を原則抑制とし、他府県中学卒業者ならびに併設中学卒業者は原則として調整対象から外し、減少期(昭和64年度以降)各年における府立中学卒業者の各校割り当てを、昭和55年から昭和63年度(第二次急増期)における各校の収容実績平均値(=基準数)に、減少期各年の減少率(減少期各年の私学総収容数/基準数合計)を乗ずることで算出し、この割当数を、①誓約書を連合会に出す、②府学事部に定員変更手続きを出す、③各年の募集定員の発表は連合会が一括して行う、④割当数遵守と私学助成配分額を関連させる、などにより各校に遵守させようとするものである。私々間調整案は、この他に埼玉県私学協会がこれほど徹底したものではないが発表している⁽⁵⁾。

このように、高等学校の減少期対策は、公私協により公私分担の大枠が半分以上の県で決まっていることを除けば、具体策はあまり決まっていない状況にある。むしろ、今後のゆくえは公立対私立、あるいは私立学校間の生徒獲得競争にゆだねられているともいえる。

私立高校の最も重要な戦略が中学併設による六年間一貫教育になりそうなのに対し、公立高校の場合は、特色ある専門学科を中心に据えた国際高校、体育高校、芸術高校などの創設や、リカレント型の単位制高等学校、総合選択高校などの「新タイプ高校」が構想されている。総合選択制高校のモデルとなる埼玉県伊奈学園総合高校は、70学級3,000人を超える規模をもち、150を超える選択科目をそろえて自由選択制を大幅に導入しているが、これは高校というより、むしろアメリカ合衆国のコミュニティー・カレッジに近い。これで見ると、減少期の生徒獲得競争を通じて、公立高校は中等後教育的機能を強めていくのに対し、私立高校は前期中等教育との一貫性を強めていくことも考えられる。

2. 18歳人口の急増減と高等教育

(1) 第一次急増減期の高等教育政策・計画

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

第一次急増減期における私学行政の展開 第一次ベビーブーム世代は昭和41年に高等学校を卒業して大学の門に殺到し始めた。それ以前の30年代から、昭和32年の「新長期経済計画」に示された科学技術労働力の不足を補うための「科学技術者養成計画」、昭和35年の「国民所得倍増計画」中の教育訓練小委員会報告を受けた昭和36年の「理工等学生増募計画」などの、経済計画との連携のもとにおける一連の教育計画が開始されていた⁽⁶⁾。しかし、第一次ベビーブーム世代の高等教育収容を可能にしたのは、それらの人材需要予測に基づく教育計画でなく、私学部門の大幅拡大であった。

昭和36年7月には、学校教育法および私立学校法の運用について、①学科増設と定員変更は大学設置審議会の認可事項とされていたが、これを単なる届出条項とする、②校舎の必要面積条件を緩和し、「校地面積は校舎面積の6倍」という審査内規も弾力的に運営する、③新設の際、校舎の完成、教員の完全充員を条件としていたが、年次計画を認めるようにする、という弾力化が発表され、昭和39年から43年にかけて108校の大学が新設され、さらに既設校も学科増、定員増、水増し率増加にはしつた。この結果、昭和40年代初頭の進学率は極端な低下をみずに済んだ⁽⁷⁾。

第一次急増対策は私学に対するノーサポート・ノーコントロール政策によって可能になったが、それは教育条件の悪化と引き換えであり、定員超過率（水増し率）は昭和41年度に1.76という状況であった。また、学生納付金も急騰し、学費値上げ反対ストが広まった。このため学生納付金に依存する私学の経営状況は一気に悪化し、昭和45年には日本私学振興財団が発足し、ここをとおしての経常費補助が開始された⁽⁸⁾。

サポートに伴いコントロールを回復することは文部省の宿願であったが、これを実現したのが昭和50年7月に議員立法で成立した私学振興助成法である。同法は、①国は、大学、短大または高等専門学校を設置する学校法人に対し、教育または研究に係る経常的経費の1/2以内を補助することができるとする一方、②これまで届出事項とされてきた学科増設や定員増を文部大臣の認可事項とし、また、著しい水増し入学には是正が命じられる、③昭和51年から向こう5年間は、特に必要な場合を除き、大学の増設、学部・学科増設、定員増加は認めない、こととした。

私学振興助成法と同じ昭和50年7月に、同じく議員立法でいわゆる専修学校法が成立した。学校教育法が改正され、同法第82条の2に新たに専修学校に関する条文がつけ加えられた。専修学校のうち、中学校卒業後の課程は高等課程、高等学校卒業後の課程は専門課程、それ以外は一般課程とされたが、この専門課程（専門学校）は高校卒業後のものであることから高等教育の一種に加えられることになった。

私学振興助成法と専修学校法の成立により、高等教育のうちの政府の計画的整備の対象となる（サポート・コントロール）部門に新たに私立の大学・短大・高等専門学校が加わり、自由な発展にまかされる部門（ノーサポート・ノーコントロール）には専修学校が入れ替わることになった。前者による高等教育の質的向上、後者による高等教育への私的需要の吸収は、これ以後、現在に至るまでの基本的な構図になった。

第一次急減期における高等教育計画の展開 昭和46年中教審答申を受けて昭和47年に文部大臣の私的諮問機関として設けられた「高等教育懇談会」は、「高等教育の拡充整備計画について」（昭和49年3月）、「昭和49年度における審議のまとめ」（昭和50年3月）を出したのに続いて、昭和51年3月に「高等教育の計画的整備について」（中間報告は50年12月）を出した。このいわゆる「前期計画」は、第二次急増期の入口となる昭和61年を目標年度として当面昭和51から55年度を計画期間としたが、昭和56年から61年度までのいわゆる「後期計画」については、大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育計画専門委員会が懇談会を引き継いで昭和52年以校検討を進め、昭和54年6月に中間報告を出して設置審議会の了承を得た⁽⁹⁾。

潮木守一はこの2つの要点を次のようにまとめている。「前期計画」の要点は、①大学・短大・高専への進学率を昭和50年度の38.3%から昭和55年度には40.3%へ引き上げる、②全国8ブロックのうちで昭和50年度の進学率が40%未満のブロックの進学率を引き上げ、地域間格差をなくする、③国公立対私立の入学者比率は昭和50年度に17.5%対82.5%であるが、これを55年度に18.5%対81.5%と、国公立部門を拡大する、④私立の定員超過率は昭和50年度に1.79倍であるが、これを55年度までに1.5倍以内にまで引き下げる、などであった。

次に、「後期計画」の要点は、①目標年次の昭和61年度における進学率を37%とする、②地域収容率が昭和55年においても30%未満の地域ではそれを1～3%程度引き上げるが、地域収容率が30%を超えている関東、甲信越、東海、北陸、近畿については特に収容率の改善を考えない、③私学の定員超過率は昭和54年度に1.43倍にまで引き下げられたが、それをさらに1.3倍程度まで引き下げる、④前期計画に引き続いて、大都市における大学等の新增設は抑制する、などであった⁽¹⁰⁾。

(2) 第二次急増期の高等教育計画

大学設置審議会大学設置計画分科会は昭和59年6月、「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」を発表した。いわゆる「新7カ年計画」である。18歳人口は、第二次ベビーブーム世代の到来により、昭和61年度1,850千人、昭和67年度2,048千人、昭和75年度1,510千人と、昭和67年度をピークにして急増減する。「新7カ年計

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

画」は第二次急増が始まる61年度からピーク時の67年度までの7年間を計画期間とした。

量的整備について計画は、大学・短大への進学率は昭和51年度の38.6%をピークに昭和58年度の35.6%にまで漸減傾向をたどってきたが、これは大都市での大学・短大の収容力が増加しなかった結果であり、進学志願率自体は微減したとはいえ昭和58年度現在なお44.5%と高い水準にあると述べて、昭和67年度においても昭和58年度程度の進学率を維持することを目標にしている。そのためには86千人の定員増が必要になるが、昭和67年度以降の18歳人口の減少を考えて、そのうちの42千人を恒常的定員増で、44千人を臨時定員増でまかなうとした。その地域配置については、「前期計画」「後期計画」の地域配置適正化政策を継続して、恒常・臨時定員増の55.2%を南関東、東海、近畿に配分した。

「前期計画」「後期計画」で学校新設の潜在的意欲が抑制されてきたこと、生徒減少期を考えると新設要求の最後のチャンスと考えられること、既存の高校・短大法人や専修学校関係者にとって大学設置の魅力は格別なこと、全国各地の地方公共団体が地域活性化のために大学誘致に熱心なこと、国土庁、通産省、郵政省などが大学を含む各種開発構想を発表していることなどを背景に、新7カ年計画発表後には大学・短大の新增設、臨時定員増の申請が相次ぎ、昭和67年度までの定員増目標86,000人に対して、達成率は昭和61年度に58.6%、昭和62年度に87.3%、昭和63年度に96.4%となった⁽¹¹⁾。

(3) 第二次急減期の高等教育政策・計画

臨時教育審議会答申を受けて大学審議会が発足した結果、高等教育計画は大学設置審議会から大学審議会の担当となった。大学審議会高等教育計画部会は平成2年10月に『高等教育計画部会における審議の概要について（総会への報告）』を出した。「新7カ年計画」が18歳人口の急増期に当たる昭和61年度から平成4年度（18歳人口ピーク205万人）までを計画期間としたのに対し、この計画は平成5年度から平成12年度（18歳人口151万人）までを計画期間としている。

量的整備については、①18歳人口は減るものの、高校生の進学率は高まっていること、社会人や外国人学生の増加が考えられること、高度の研究教育への需要が高まること、投資としてより消費としての教育需要が根強いこと、第二次急増期に収容力の拡大が進んだこと、などから今後の量的目途について特定の見通しを得るのが困難である、②規模の縮小についてその計画値を地域ごとに配分することは困難なこと、の2つの理由から、本計画は従来のように一定の数量的目途を設定することはやめて、

複数のケースを提示し、関係者が将来を展望するための手がかりを提示するという立場をとった。

平成12年度の大学・短期大学および高等専門学校の規模の想定としては、外国人留学生を15千人、社会人学生を30千人としたうえで、高校新規卒業者の志願率を51.1%（平成2年度男子実績）と仮定し、合格率71%（昭和50～57年度平均）とみこんだ場合の649千人（ケース1）、合格率75%とみこんだ場合の667千人（ケース2）、合格率79%とみこんだ場合の682千人（ケース3）の3つのケースを示した。私学の定員超過をさらに改善し、大学等の新設を原則抑制としても、いずれのケースも実入学者数で現在の規模を下まわることから、個々の大学等についてみれば、存立を脅かされる事態が予想される。したがって、今後、社会や学生のニーズに対応した教育カリキュラムの開発提供、進学希望者に対する情報提供の充実、エクステンション・コースの充実、社会人学生・外国人留学生の受け入れ等に積極的に取り組む必要がある、と指摘している。

Ⅱ 人口崩壊の危機への対応：人口変動の独立変数としての教育

1. 緊急課題としての人口崩壊

これまでみた義務教育、高等学校教育、高等教育の教育政策・計画の基礎となった人口予測は概ね、それぞれの時点で入手された出生児数から確実に計算できる範囲のタイムスパンでなされてきた。その意味でそれらはいずれも急増減対策であったといえる。それらは伝統的な学校教育人口の減少を、当面は地域社会への機能・施設開放や社会人学生の開拓で切り抜けようとすることでほぼ共通している。それはやがて来るはずの第三次ベビーブームへの共通の期待があるからと思われる。しかし、これは余りに楽観的である。

就学人口の長期予測を唯一継続的に行ってきたのが、日本私立中学高等学校連合会の生徒収容対策委員会である。同委員会は昭和58年5月に予測第1報を出して以来積極的に作業を続け、平成元年4月には第5報を出している。第5報は女子の年齢別（5歳階級）特殊出生率（昭和62年度実績値）を独自に算出して中学校卒業者数を予測しているが、それによれば、全国計でみた中学校卒業者数は、昭和60の188.2万人を100とすると、平成元年度に108.8（204.8万人）にまで増加した後、平成16年には71.0（133.7万人）にまで減少し、その後やや増加に転じて平成24年には77.8（14

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

6.4万人) となるとされている⁽¹²⁾。

同報告書は女子の年齢別特殊出生率を、総務庁統計局の昭和62年10月現在推計人口から女子の5歳階級別人口を得、厚生省大臣官房統計情報部の昭和62年人口動態統計から出生児数を得て算出し(全国1.66)、厚生省人口問題研究所の発表した数値と極めて似た数値を得たとし、それが今後とも継続するという仮定で上記の予測をしている。だがこれは楽観的である。厚生省人口問題研究所が昭和62年2月に発表した『日本の将来推計人口：昭和61年12月推計』は、合計特殊出生率は昭和61年を底として徐々に増加し、平成37年(2025)には低位推計で1.85、中位推計で2.00、高位推計で2.15に達するとしている⁽¹³⁾。

だが、この予測は発表後数年のうちに実績値と極めて大きな食い違い生じた。その推計値は低位で昭和61年1.72、昭和62年1.73、昭和63年1.75、平成元年1.76であったが、実績値は昭和61年1.72、昭和62年1.69、昭和63年1.66、平成元年1.57であった。人口問題審議会が昭和55年に「出生力動向に関する特別委員会報告」を出して、現状を人口の置き換え水準をやや下回る程度(静止人口に近い状態)として今後の調査研究を促した当時⁽¹⁴⁾合計特殊出生率は1.75から1.77程度であった。したがって、平成元年の特殊出生率1.57は静止人口すら実現できない危険な水準のはずである。

未来予測研究所は合計特殊出生率の現在の低下傾向に歯止めがかからなかった場合の西暦2000年の出生数を110.6万人と予測している。これは厚生省人口問題研究所の『日本の将来推計人口：昭和61年12月推計』における中位推計178.9万人を約70万人も下回る数値である。同研究所は、合計特殊出生率は1.57から平成12年度(2000年)には平成元年度の東京都の実績値1.24にむけてさらに低下することもあり得るとみている⁽¹⁵⁾。また、山本肇は1995年の合計特殊出生率を1.25、出生数を108.0万人、2000年の合計特殊出生率を1.00、出生数を90.0万人としている⁽¹⁶⁾。

静止人口を維持できずに人口が減少していくことに対する人口学上の術語は不明だが、人口減少が社会経済的なパニックを伴う意味合いをこめて、米田のように人口崩壊と呼ぶのもあながち不当ではないだろう⁽¹⁷⁾。米田(未来予測研究所)や山本肇の予測は、現在の人口減少ペースが経済社会に与える壊滅的打撃への恐怖に発している。未来予測研究所は、若者向けマーケットの縮小と社会保険負担の急増により企業の経常利益が悪化し、社会保険料の負担増加によって家計の消費は減退し、国の税収が悪化するという悪循環が生ずることにより、2000年以降の20~30年のあいだには本格的な不況が到来すると指摘している⁽¹⁸⁾。

平成2年11月1日には、合計特殊出生率が1.57と判明したのを受けて、年金住宅福

社協会と朝日新聞の主催によるシンポジウム「2020年の衝撃—出生率の低下と変わりゆく日本社会」が開かれた。このシンポでは、三菱総合研究所が、2020年までの人口減少とその社会経済的影響に関するシミュレーション結果を発表した。以下はその要点である。

①晩婚化が今のまま続くと合計特殊出生率は2000年には1.37となり、1997年には子供より老人の方が多くなる。晩婚化が今後5年間に止まれば合計特殊出生率は1997年の1.49を境に下げ止まるが、それでも1997年には子供の数と老人の数が逆転する。②労働力人口は2001年を境に減少し始め、2020年には人手不足が1千万人に達し、外国人労働力の導入を真剣に検討しなければならなくなる。③OA化・FA化で人手不足をカバーできた場合、実質国民総生産の成長率は70～80年代の4%台から3%台への低下で済むが、そうでない場合には1%台になり、これまででない超低成長時代を迎える。④税金と社会保険料が国民所得に占める割合は現在39%であるが、GNPが1%成長の場合、これは2000年には47%、2020年には55%に達する。3%成長の場合も大差がない。国民一人当たりの実質可処分所得の伸びはこれまで2～4%だったが、2000年までには1.9%、その後は1%前後に落ち込み、生活水準はかつてないほど低下する。⑤家庭での老人介護は困難になるが、ヘルパーも不足するため、介護ロボットが登場する。女性の労働力化がさらに進むため、家庭での食事の機会も減る⁽¹⁹⁾。

2. 急増減対策的教育政策の死角

このような人口崩壊の危機という観点からみると、現在の就学前教育から高等教育にいたるまでの教育政策には、以下に述べるような見落としがあるように考えられる。

(1) 労働力不足・外国人労働力導入問題

三菱総研シミュレーションは2001年を境に労働力人口が減少し始め、2020年には人手不足が1,000万人に達し、外国人労働力導入の検討を迫られると予測している。外国人労働力の導入については、現在、議論はさまざまに分かれ、国論が割れるという大時代的表現も大げさでない状態にある。

たとえば、平和経済計画会議の報告書『外国人労働者の社会的受容システムに関する研究』は、外国人労働力の流入を無制限に容認する政策は非現実的であるが、しかしもはや不可避であるから、彼らが派生的労働市場（低賃金、劣悪な労働条件等）に固定することで労働市場セグメンテーションが拡大したり、人種差別によって社会的に隔離されることで社会的セグレーションが生じるといった事態を、できるだけ小

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

さくできるような政策選択を欧米諸国を参考にしつつ考えながら、基本的なスタンスとしては受け入れ拡大の基盤整備に努めるべきである、としている⁽²⁰⁾。

これに対し、外国人労働者問題研究会報告『今後における外国人労働者受け入れの方向』は、大戦後および高度経済成長期に大量の外国人労働者を導入した欧米諸国も近年では、許可制度、帰国奨励、規制強化などの制限的受け入れに変わり、新規受け入れは極めて例外的になっているとして、単純労働力については従来通り受け入れないという方針のもとに不法就労の取締りを強め、他方で、相手国の経済社会の発展に寄与し得る技術移転を伴うような専門・技術・管理的職業従事者、資格職業従事者、外国語・外国文化活用者、技術研修生などの受け入れの基盤整備を図るべきであるとしている⁽²¹⁾。

大学審議会高等教育計画部会が平成2年10月に発表した計画は、前述のように平成12年度の量的整備のみつもりにあたり、外国人学生を15千人と見込んでいる。だがこれは中曽根元首相の留学生10万人計画の履行であり、外国人労働力導入への政策的選択の結果ではない。文教行政には、出生率低下がこのまま続いたら確実に起こる外国人労働力大量（平和経済計画会議報告書は、現在の状況で欧米並に規制を緩和すると外国人労働者の流入ストックは850万人以上と予想されるとしている）導入という事態に対して、備えは全くない。いずれ外国人労働者・子弟の教育対策に追われることを選択しているともいえる。

しかし、平和経済計画会議の方針をとる場合は文教政策も現在のままでよいが、外国人労働者問題研究会報告の方針をとるとしたら、国内の労働力供給を増加させる方策が必要になる。そのためには、出生率を回復させるか、または、労働力率を向上させるかしか、有力な手はない。出生率回復については後述するとして、労働力率についてみると、現状では一層の低下が予想されこそすれ、向上をみこめる材料はない。

まず、第二次18歳人口減少期には大学・短大進学率が急速に上昇し、高卒就職者がマイノリティーになってしまう事態が予想される。黒羽亮一は、大学設置審議会大学設置計画分科会の「新7カ年計画」に応じて私立大学・短大の新增設申請が相次ぎ、計画初年度の昭和61年に定員増員計画の半分が達成され、さらに62年度には臨時定員増の97.2%、63年度には恒常的定員増の95.2%が達成される形勢にあること、さらに、国民の大学進学希望はあい変わらず根強く、近年の人手不足経済のなかでも求人が大卒に偏り高卒就職難時代が来ようとしていることなどから、大学・短大進学率は2000年に五割を超えて、その後たちまち七割、十割と上昇し、大学教育が高等教育並にユニバーサル化するのも夢物語ではない、と指摘している⁽²²⁾。

また、前掲の未来予測研究所の報告書は、2000年の18歳人口を152.9万人、そのうちわけを中卒就職者7.6万人、大学・専門学校進学者122.0万人、高卒後自営業16.0万人、高卒後就職7.3万人、2005年の18歳人口を143.1万人、そのうちわけを中卒就職者7.1万人、大学・専門学校進学者122.0万人、高卒後自営業14.0万人、高卒後就職0人、2010年の18歳人口を114.6万人、そのうちわけを中卒就職者5.7万人、大学・専門学校進学者108.9万人、高卒後自営業および高卒後就職0人と予測している。つまり、2010年には自営を含めて高卒就職者は完全にゼロになるという予測である⁽²³⁾。

このような若年人口の急速な高学歴化は、生産年齢人口の労働力率をいっそう引き下げ、国内における労働力供給をいっそう減少させることになる。しかし、だからといって、依然として高い国民の大学・短大進学希望を人為的に抑制することは、仮に可能であったとしても、得策ではない。なぜなら、後述するように、その場合には、人々はより少なく産んで家計の負担能力限界まで教育投資をするという行動をとる可能性が高い。その場合には、労働力人口に最大の寄与をする生産年齢人口自体を減少させることになる。

したがって、人々の大学・短大進学の欲求を最大限みたしつつ、労働力率の低下を防ぐというのが唯一残された選択肢となる。その政策を検討するのは本稿の範囲を逸脱するが、たとえば、義務教育開始年齢を1歳引き下げ、大学修業年限を1年短縮するなどの措置によりそれは論理的には可能と思われることを指摘するにとどめたい。このような措置は、出生率回復施策と関わって後述する育児・教育費負担の軽減にもつながるし、また、高等教育に公財政支出が気前よく振り向けられることの妨げになっている大学レジャーランド批判をかわすことにもつながるだろう。

(2) 生涯学習人口の規模の問題

既にみたように、もっかのところ「生涯学習」が義務教育から高等教育にいたるまでの教育政策のキーワードとなっている。伝統的な学校教育人口の減少を成人で穴埋めしようというわけである。このような姿勢の底には、第3次ベビーブームによる出生数の回復への楽観的な期待がうかがわれるが、それが甘いことはすでに述べた。さらに、この生涯学習へのシフトという発想には、出生数減少がもたらす前述のような労働力不足問題に対する見落としがあるようである。

たとえば、三井情報開発総合研究所が平成元年3月に出した『学校教育人口の今後の動向とそのもたらす教育上の課題及び社会・経済などに対する影響について』は、「社会人の年間を通した学習実施人口は現在の3,000～4,000万人から2000年には4,000～5,000万人にまで増大することが予想される。また、学習阻害要因が除去された場

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

合、2000年の学習実施人口は6,000万人にまで増加する可能性がある。」と述べ、これに対して、現在の学校教育の貢献は、放送大学も含めた通信教育の大学10万人、高等学校15万人、高等教育機関（大学、短期大学、大学院）の社会人受け入れ2,000人内外はいかにも不十分なので、時間帯や学習形態の工夫、学習に要する時間・費用等の支援などによって、社会人を対象とした長期間型学習機会をもっと充実させる必要があると提案している⁽²⁴⁾。

三井情報開発のこの予測は、総理府統計局『社会生活基本調査報告』（昭和61年度）、NHK放送文化研究所『日本人の学習—NHK学習関心調査報告書—』（昭和60年度）、総理府内閣総理大臣官房広報室『生涯学習に関する世論調査』（昭和63年度）などから、成人の各種学習の実施率を学歴別に算出し、それを西暦2000年の推計学歴別人口に乗じて得たものである。2000年の生涯学習人口の膨大さでわかるとおり、そのなかには、本・雑誌で行う自己学習から、市町村等が行う学級・講座・教室などでの学習、民間のカルチャーセンターなどでの学習、グループでの学習活動、テレビ・ラジオによる学習、社会通信教育での学習など、主として短期間のさまざまな形態の「学習」が含まれている。

そのような膨大な広がりをもつ多種多様の「学習」が、いかにして長期の系統的な学習を想定してつくられてきた学校教育への需要に転化するのにかについて、同報告書に納得できる説明はない。それ以上に大きな問題は、学習の阻害条件の問題である。人々の学習に対する関心は実に高いが、「NHK学習関心調査」では67.0%の人が「時間のやりくりがつかない」ことを、「生涯学習に関する世論調査」では44.5%の人が「仕事が忙しい」ことを、その実現を妨げる条件として挙げている⁽²⁵⁾。

既に述べたように、出生率が低下するなか、わが国は今後深刻な労働力不足にみまわれると予測されるが、このことは、「仕事が忙しい」「時間がない」といった学習阻害条件を一層強めるはずである。三井情報開発前掲報告書は、社会・経済トレンドの概況と生涯学習へのインパクトとして、高齢化、国際化、情報化・技術革新、経済構造の変化、高学歴化、成熟化等を取り上げて、それらが生涯学習をいかに促進するかを検討しているが、不思議なことに、それが学習阻害要因をいかに除去するかについての検討はない。

わずかに「NHK国民生活時間調査」に依拠しつつ、高齢者や家庭婦人の自由時間はさらに増加していく可能性があるし、勤め人についても労働時間短縮等の推進等によって自由時間の増加を図る必要があると述べている⁽²⁶⁾。出生数減少による労働力不足のトレンドがそのまま続くなら、将来の現実はこれらの観測ないし希望的観測と

は逆であろう。したがって、生涯学習の阻害要因が除去されて、人々の生涯学習行動が三井情報開発の予測のとおり膨大な規模に成長して、伝統的な学校教育人口の減少を補うようになるためには、外国人労働力が大量に導入されるか、もしくは出生率の回復によって国内の生産年齢人口が回復しなければならないのである。

生涯学習人口が伝統的な学校教育人口を補えるようになるための条件が、伝統的な学校教育人口の回復であるとは、明らかに矛盾であるから、三井情報開発の報告書、あるいは、社会人学生の積極受け入れをうたった大学審議会高等教育計画部会平成2年報告をはじめとする現在の各種教育政策は、結果的に、外国人労働力大量導入を前提とした生涯学習社会像を描いていることになる。その場合には、外国人「労働力」による3K労働などの負担のうえに日本人が生涯学習を享受することの正当性を検討しておかねばなるまい。

(3) 人材の質的低下問題

既述のように、昭和50年7月の私立学校振興助成法といわゆる専修学校法の成立以来、高等教育は大学、短大、高等専門学校からなる計画部門と、専門学校、放送大学、通信教育などからなる自由放任部門に分けられ、前者については質的向上が政策目標とされてきた。最新の高等教育計画たる前掲の大学審議会高等教育計画部会の平成2年10月報告書『高等教育計画部会における審議の概要について（総会への報告）』も、「Ⅲ 高等教育の質的充実について」の項をたてて、教育機能の強化や世界的水準の教育研究などにかかわって具体的な提案をしている点で、従来の方針を踏襲している。

しかし、この報告書は高等教育の質の維持ないし向上について、従来の発想とは明らかに異なる判断を暗黙のうちに下している。「Ⅳ 高等教育の規模等について」の項では平成12年度の高等教育の規模について、当面、ケース1を念頭におき大学等の新增設は原則抑制とする、としている。その根拠は「これまでの進学状況や現行計画との継続性の観点から」とされている。志願率51.1%を前提として行われた高等教育の量的規模の想定において、ケース1の合格率71%程度は昭和50～57年度の平均合格率とされている。よって、当報告書は、合格率71%を大学・短大・高専入学者の適正学力水準とみなしたことになる。

しかし、これは論理のスリカエというべきであろう。確かに、昭和50年の私学振興助成法は大学教育の質的向上を図るために、私学の水増し入学の是正、新增設の抑制を打ち出し、その結果、昭和51年度からは合格率の低下、進学率の停滞ないし低下が始まった。しかし、この低下は定員抑制の結果としての水準であり、入学者の適正学

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

力水準としてそのような水準を設定した結果として入学過員状況が改められたというわけではない。

義務教育段階から課程主義の進級制度をとり、定められた水準に達しない者はどんどん落第させ、高等教育への入学者も中等教育の修了資格試験によって質の維持を図る欧州諸国とは違い、わが国は義務教育は自動的に進級させる年齢主義をとり、高等学校や大学・短大等への入学者は個別学校の入学者選抜によって決める方式をとっている。この方式のもとで進学率を目安にして上級学校入学者の適格者水準を定めようとしても、それは不可能なことは、既に高等学校で経験済みである⁽²⁷⁾。この点では、西暦2000年あたりに大学・短大進学率が50%を超え、その後急速に100%を目指して上昇することもあり得るといふ前述の黒羽の予測のほうが現実的である。

それでは、そのような事態は高等教育の質的低下を意味するかというと、それは否である。わが国の義務教育以降の学校段階における質は、入学者全体の質（つまり、トータルな進学率）ではなく学校格差構造によって保証されてきたのである。高等学校については既にバートン・クラークが、平等と水準維持を両立させてきた絶妙のメカニズムとして注目しているが⁽²⁸⁾、大学教育についてもこれは変わらない。つまり、かりに大学・短大等への志願率が100%になり、合格率が100%になっても、「一流大学」の学生の質さえ維持されていれば（教育の質が一定とすれば）、高等教育の質は維持されるのである。

したがって、合格率や進学率を高等教育の質の指標とするのは意味がない。高等教育の質という観点から問題になるのは、むしろ、若年者全体の数である。前掲の未来予測研究所『出生数異常低下の影響と対策』は、かりに現在の若者の数に対し将来の若者の数が半減したとすると、一流大学に将来は現在の二流大学クラスの者が入学可能になるというプロセスが進行して、出生数低下が大卒労働力の質の低下をもたらすと指摘している。このメカニズムにより、工場の技能労働力も、研究所の研究員の質も軒並み低下することになり、日本経済の国際競争力も低下するだろう、というのが同報告書の予測である⁽²⁹⁾。

仮に一流大学の、あるいは、大学全体の定員を抑制しても、分母となる若年人口が減少するかぎり、一流大学出あるいは大学出の質は維持できない。大学審議会の前記報告書にはこの点の見落としがあるようである。もし、高等教育を卒業した人材の質を維持しようとするなら、まず出生率の回復こそが図られるべきである。

3. 人口崩壊の回避と教育政策の課題

前述のシンポジウム「2020年の衝撃—出生率の低下と変わりゆく日本社会」には厚生大臣や日本経営者団体連盟会長もパネリストとして加わっている。このことは、人口減少がいよいよ国家的関心事となったことを象徴している。人口減少のペースが政府公表の推計を上回り、その打撃が各種の予測が示すように根底的なものである以上、教育政策も、生涯学習理念のもとで若年人口の減少を成人で穴埋めすることを考える受動的な姿勢から、出生率向上への貢献を図る積極的な姿勢に転換されるべきであろう。従来の急増・急減対策の延長上にある現在の教育政策が抱えている上述のような隘路の解決も、基本的には出生率の回復にまつところが大きい。

(1) 出生率低下と教育の関わり

厚生省人口問題審議会『日本の人口・日本の家族』によれば、合計特殊出生率の変化は有配偶率の変化と有配偶出生率の変化の合成である。このうち、有配偶率は女子の初婚年齢の動向により、また、有配偶出生率は有配偶女子の出産行動により規定される。同報告書によれば、教育は有配偶率ならびに有配偶出生率と次のように関わっている。まず、有配偶率の低下であるが、戦前のそれ（戦前の合計特殊出生率低下の大部分を占める）が若年女子の都市軽工業における労働力化に起因するのに対し、戦後のそれは高学歴化に起因する⁽³⁰⁾。昭和62年の『第9次出産力調査』によれば、平均初婚年齢は夫と妻のいずれも高学歴ほど高い。都市のホワイトカラー層の晩婚化はこの結果である。また、低学歴者でも晩婚化が進んでいるが、これは女子のあいだに上方婚指向が強い結果、農業従事者や都市零細自営業層の結婚年齢が遅れている結果である⁽³¹⁾。

次に、有配偶出生率の低下である。昭和25年から35年の戦後出生力転換期における合計特殊出生率の顕著な低下は有配偶出生率の低下によるものであったことが明らかであるが、これについては、生活水準向上への飢餓感、子供の生産財としての価値の低下などの他、女性の高学歴化による社会進出、子供への高学歴期待などが理由として挙げられてきた⁽³²⁾。昭和62年の『第9次出産力調査』によれば、子供3人を理想とする夫婦数は子供2人を理想とする夫婦数をしのぎ45%強である。しかし子供3人を理想とする妻のうち予定子供数を3人とする者は57%に過ぎず、38%は2人を予定子供数としている。このズレは昭和57年の『第8次出産力調査』でも観察され、その理由を聞く質問には、「一般的に子育てにお金がかかる」(42.4%, 52.7%, 33.8%), 「教育費が高い」(23.7%, 31.0%, 28.9%), 「育児の肉体的・心理的負担」(22.0%,

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

23.4%, 26.2%), 「家が狭い」(11.9%, 15.8%, 15.9%), 「高齢で産むのはいや」(6.8%, 8.2%, 20.8%), 「仕事の支障となる」(5.1%, 14.6%, 14.3%)などの回答があった(複数回答, 数字は順に20~24歳層, 25~29歳層, 30~34歳層)⁽³³⁾。

(2) 出生率回復と教育政策の検討課題

人口問題審議会のこのような分析は, 高学歴化による晩婚化, 育児・教育の高負担による少子出産化というかたちで, 教育が出生率低下に深く関わっていることを示している。逆にいえば, 育児・教育費負担を軽減することにより, また高学歴化による晩婚化を防ぐことにより, 教育は出生率の回復に寄与できるということである。

育児負担の軽減 育児負担の軽減については, 平成2年1月『これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書』が包括的に取り上げている⁽³⁴⁾。この報告書の立場は, 「これまで, 「高齢化」の名のもとに, 社会全体の目が高齢者に向けられてきたと言っても過言ではない」(むすび)が, 「……このような少子化は, 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすおそれがあるばかりでなく, 高齢者扶養の負担の増大や経済社会の活力の低下など社会全体にも憂慮すべき事態をもたらすものと考えられる」(はじめに)という点に要約される。

この観点から同報告書は具体的施策として, 「(2)家庭基盤整備のための支援策」「(3)働く女性に対する支援策の拡充」「(4)地域社会における児童健全育成の推進」を含む6項目を挙げている。それらは従来おおむね厚生政策, 労働政策との関わりで進められてきたものであるが, 文教政策も無縁でない。

たとえば, 「(4)地域社会における児童健全育成の推進」のための施策「ア 遊び場の計画的整備などハード面の充実とネットワーク化」は, 大都市圏で安全な遊び場の確保が困難になっていることに対応して, 民間企業のグラウンドや駐車場の活用, 一定時間を区切った道路の活用などを考えるべきだとしている。前述したように, 児童・生徒数の減少に対して学校開放が有力な施策とされつつあるが, これは今後女性の労働力化がいつそう進み, また高齢者雇用も進むことを考えれば, せいぜいで老人のゲートボール場としての活用が見込まれる程度であろう。地域の子どもが道路の一定区画や民間企業の駐車場などで遊ばされるかたわら, 同じ地域の老人が学校の運動場や体育館でゲートボールをするという光景は, やはり奇妙である。縦割り行政の壁を超えて調整されるべき課題であろう。

また, 出産年齢の女性は, 今後働きながら出産・育児をするという二重の課題を果たすことがますます求められようとしている。昭和54年から平成元年にかけての女性の年齢階級別労働力率は中高年層で大きく伸びたが, 30~34歳層で47.5%→51.1%,

25～29歳層で48.2%→59.6%と若い出産年齢層の女性の就業率もかなり大きく伸び、女性の就業率における伝統的ないわゆるM字型曲線の谷は消えつつある⁽³⁵⁾。

今後こうした就業率の高まりの阻害要因の一つとなると思われるのが、高学歴女性の育児に対する強い関心である。塩崎千枝子は、昭和58年に国立教育研究所が作成した総理府統計局『昭和51年社会生活基本調査報告』の第二次分析資料に依拠しつつ、高学歴主婦ほど家事・育児時間が長いことを明らかにし、そういった傾向は欧米の研究でも見いだされていると指摘している⁽³⁶⁾。

小室豊充は、就労女性のそのような新たな傾向を背景にして、認可保育所のサービスではニーズを充足し得ない人々のチャイルドビジネス（ベビーホテル、保育ママ、ベビーシッター派遣業など）利用が90年代にかなりすすむものと予測されるが、これに対応して保育所制度も学童保育、企業内保育、ベビーシッターの派遣などの新たな保育サービスに力を入れる必要があると述べている⁽³⁷⁾。実際に、保育ニーズの多様化に応じて、乳児保育、延長保育、夜間保育、事業所内保育などの事業は開始されているが、その事業所数はそれほど伸びていないのが実情である⁽³⁸⁾。また、学童保育についても事情は同じである。こういった各種の保育サービスに施設を貸すことも、学校の地域開放の一環ではなかろうか。

教育費負担の軽減 教育費の負担はいうまでもなく上級学校進学に関わって問題とされる。市川昭午は、大学生をもつ1世帯当たり大学教育費（授業料その他）が年間平均収入に占める比率を、総理府統計局「家計調査年報」や文部省「学生生活調査」により推計している。統計数値は実際の必要経費の2分の1にみたないという市川の指摘を勘案すれば、低収入世帯（第I五分位）にとって、子どもを大学に上げることは、1980年当時で収入の40～50%（私立大学の場合）もしくは15～25%（国立大学の場合）の出費を意味した⁽³⁹⁾。

菊池城司は日本リクルートセンター「リクルート高校総覧」を用いて、1975年から1980年にかけて東京都では、学歴が高く職業上の地位も高い親の比重が高い進学校においては大学進学希望に変化がないのに、学歴が低く職業上の地位も低い親の比重が高い非進学校においては、大学進学希望のある部分が就職もしくは専修・各種学校希望へと移動したことを明らかにした。さらに、総理府統計局「家計調査報告」により、国公立大学でも私立大学でも、低所得層（第I+II五分位）は1979年から、中所得階層（第III+IV五分位）は1978年から、在学率の低下が始まっていると指摘している⁽⁴⁰⁾。大学進学率は周知のように昭和51年以来停滞ないし低下傾向を続けてきたが、これは菊池によれば家計の負担能力の低い階層から順にふるい落とされてきた結果で

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

ある。

市川や菊池が問題にしているのは公正である。市川は、「金力によって受験競争において有利な地位を占めうるという事実はわれわれの感覚になじまない」とし、学校教育費や家庭教育費の負担能力の高い高収入階層の子供がやがて大学を卒業して非大卒より高額の所得を得るようになるのは、不動産・動産などの財産の相続と性格は同じだから、ある程度以上の教育費支出は贈与税の対象としてはどうか、と提案している⁽⁴¹⁾。

しかし、「公正」の観点で大蔵省担当官の頑固な態度を崩すのは、当面困難そうである。まず、それは大きな政治的圧力になりそうもない。菊池は別の論文で「不思議なことに、家計が苦しいという不平も表だって出ないし、政治的争点にもならない」と述べている⁽⁴²⁾。機会均等という理念に目くらまされて、それとはすっかり別物に転化した不平等の構造のなかで抗議もせず重圧に耐えている一般大衆の鈍感さに対するいらだちがよく表れている。だが、市川自身も、家庭教育費の多少が受験学力と相関すると経験的にいわれているが正確にどの程度かは明らかではないと述べているとおり⁽⁴³⁾、子弟の教育達成が、家計の教育費負担能力によってどの程度「不正」に購われたものであるのか、肝心な点は解明されつくしていない点で、先端的な研究者の論理にもまだ弱点がある。

国の金庫番の頑迷な態度に対しては、むしろ人口崩壊の危機を材料にした方が説得力があるように思える。市川の前掲論文によれば、低収入世帯（第Ⅰ・Ⅱ五分位）では、子供を大学に上げるのに、収入の30～50%（私立大学の場合）もしくは10～25%（国立大学の場合）の出費を迫られてきたものと推定される。中収入世帯（第Ⅲ・Ⅳ五分位）でも20～30%（私立大学）もしくは10～15%（国立大学）である。地方においても出生率が著しく低下しているのは、このような過重な教育費負担の結果であることは確かであろう。頑張りさえすれば誰にでも学力が付き、誰にでも大学が開かれていると人々が考え、そのために少なく子供を産んで最大限の教育投資をしてきた結果が人口崩壊であり、そうと分かっているにもかかわらず個々の家計の信念と努力には変化が起こりそうもないとしたら、人口崩壊を防ぐために家計の教育費負担を軽減するのは公財政の役割であろう。なにしろ人口崩壊は前述の三菱総研のシミュレーションでも示されているように国家財政の崩壊でもあるのだから。

なお、家計の教育費負担軽減のための財源を検討するのは本稿の責任範囲ではないが、山本肇が以下のような雇用税の提案をしていることを紹介しておきたい。彼は、大企業は現在大卒者一人の採用に500万円もかけているといわれるが、企業は新卒採

用に際し、人材を育ててくれた国と家族に対し、採用コストを還元する義務を負っているとし、政府公共機関と企業は新卒者一人の採用につき、国立大学理科系の場合は1,500万円、国立大学文科系と私立大学理科系の場合は1,000万円、私立大学文科系の場合は500万円、全日制高校の場合は100万円を、国に還元するよう提案している。彼の試算によれば、この総額は約5兆円で、国や家計の年間教育費の20%に相当するといふ⁽⁴⁴⁾。

高学歴化 このように家計の教育費負担を軽減することは、大学進学率の上昇をうながし、人口の高学歴化をさらにおし進めることになる。このことは、晩婚化傾向をさらに強め、出生率をさらに下げる方向に作用する。すなわち、教育費負担の軽減も出生率の回復にたいした効果をもち得ないということになる。しかし、晩婚化を防ぎつつ人々の大学進学希望を最大限許容することは、義務教育開始年齢の引き下げや、それ以降の学校段階の就業年限短縮によって十分可能なはずである。

また、前述のように、厚生省人口問題審議会報告『日本の人口・日本の家族』は、女子のあいだには上方婚（自分より高い学歴の夫を希望する）指向が強く、その結果、農業従事者や都市零細自営業層などの低学歴層でも晩婚化が進んでいると指摘している。もしこの上方婚指向が女子に固有の心理的特性であるなら、高学歴化はあい変わらず出生率低下をうながす要因となることが考えられる。しかし、人口問題審議会報告のこの指摘のもとになった厚生省人口問題研究所『第9次出産力調査』（昭和62年）は、高学歴女性がまだ比較的希少価値だった世代がサンプルなので、上方婚指向もその時代的背景を反映した一過性のものとも考えられる。

おわりに

わが国の教育計画の萌芽期に、清水義弘は教育投資論を掲げて、教育界の側からそれをリードした。人材需要予測にもとづくこの時期の教育計画の評価については、「現実には主に、教育部門に教育投資を追加させるための客観的根拠として役だったにすぎず、結果的には社会需要のためにロビイスト的な役割を果たした」というのが相場である⁽⁴⁵⁾。この時期に、計画遂行に関わる私学助成をはじめとする諸制度が整備されていなかったことが、その1つの重要な理由であったと思われる。

しかし、そのような行政手段が整備されて以降の諸教育計画は、初期の教育計画が持っていた、経済社会と教育の関わりに対するダイナミックな視点を喪失して、もっぱら微調整的な急増急減対策に終始してきたように思える。出生率低下の招く危機的

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

事態を前に、少なくとも強力なロビイストの役を果たすためにも、教育計画は初期のダイナミズムを取り戻すべきでなかろうか、というのが本稿を書き終えての、門外漢の勝手な感想である。人口問題や教育計画の専門家の眼には誤解や理解不十分な点が多々あることと思うが、ご容赦願いたい。

〈注〉

- (1) 屋敷和佳「児童・生徒の減少に伴う学校施設の質的向上に関する研究—市町村教育委員会調査より—」『国立教育研究所研究収録第16号』1988年、31-49頁。
- (2) 菊池城司「教育水準と教育機会」市川昭午編著『戦後日本の教育政策—国民にとって教育とは何であったか—』清水義弘監修・現代教育講座2、第一法規、昭和50年7月、250-251頁。
- (3) 大脇康弘「第2章 高校生急増急減対策ならびに高校教育制度改革の動向 第1節 全国的動向の概観」小森健吉編著『高校制度改革の総合的研究』多賀出版、1986年2月、49-60頁。
- (4) 『全私学新聞』昭和62年12月3日掲載。
- (5) 財団法人高等教育研究所（主任研究員市川昭午）『生徒急減期における学校経営に関する調査』東京私立中学高等学校協会委託研究報告書、昭和64年1月、107-129頁。
- (6) 天野郁夫「日本の教育計画」清水義弘・天城勲編著『教育計画』教育学叢書4、第一法規、昭和43年2月、115-118頁。
- (7) 黒羽亮一「行政との接点にみる私大の30年」民主教育協会『IDE現代の高等教育 No. 199：新制大学30年』1979年5月、31-37頁。
- (8) 黒羽亮一、同上、38-42頁。
- (9) 喜多村和之「「計画」と「抑制」の時代—「高等教育」から「中等後教育」へ」民主教育協会『IDE現代の高等教育 No. 199：新制大学30年』1979年5月、43-52頁。
- (10) 潮木守一「疑問のある新高等教育計画」『内外教育』昭和59年1月10日、6-8頁。
- (11) 遠山敦子「高等教育計画と大学新增設の進行状況」民主教育協会『IDE現代の高等教育 No. 278：大学拡張期の再来』1986年12月、4-7頁。
- (12) 日本私立中学高等学校連合会生徒収容対策委員会『わが国の各都道府県における将来の中学校卒業生数の子測について：第5報最近における出生児数の減少および出生率低下の影響』、平成元年4月、159頁。
- (13) 厚生省人口問題研究所編『日本の将来推計人口—昭和60～100年—（昭和61年12

- 月推計)』昭和62年2月1日, 23頁。
- (14) 山口喜一『人口と社会』東洋経済新報社, 1990年6月7日, 20頁。
- (15) (株)未来予測研究所『出生数異常低下の影響と対策(改訂版)』, 1990年10月15日, 54-55頁。
- (16) 山本肇『日本経済をチャイルド・ショックが襲う: [低出生率時代] に生き残るビジネスはあるか!?』かんき出版, 1990年7月5日, 50-51頁。
- (17) 米田匠滋『日本人口崩壊: 出生率異常低下でこの国は滅ぶ』廣濟堂出版, 1990年8月。
- (18) (株)未来予測研究所前掲書, 75-97頁。
- (19) 『朝日新聞』1990年11月5日掲載。
- (20) 総合研究開発機構『外国人労働者の社会的受容システムに関する研究』NIRA 研究叢書 No. 900064, 1990年6月, 21-23頁。
- (21) 労働省職業安定局編『今後における外国人労働者受け入れの方向: 外国人労働者問題研究会報告』労務行政研究所, 昭和63年3月, 32-43頁。
- (22) 黒羽亮一「第二次大学拡張期はなにをもたらすか」, 民主教育協会『IDE現代の高等教育 No. 278: 大学拡張期の再来』1986年12月, 10-12頁。
- (23) (株)未来予測研究所前掲書, 62-64頁。
- (24) 三井情報開発株式会社総合研究所『学校教育人口の動向とそのもたらす教育上の課題及び社会・経済などに対する影響について』, 平成元年3月, とくに「付章生涯学習人口の動向」159-217頁。
- (25) 同上, 188頁。
- (26) 同上, 194頁。
- (27) 岩木秀夫「高校教育のゆくえ」天野郁夫・松本良夫編『清水義弘監修・日本の教育を考える2: 学校を問い直す』有信堂, 1985年10月15日, 189-196頁。
- (28) 岩木秀夫「初中等教育制度の進化と日本」天野郁夫・岩木秀夫編著『変動する社会の教育制度』市川昭午監修・日本の教育第2巻, 教育開発研究所, 80-84頁。
- (29) (株)未来予測研究所前掲書, 66-67頁。
- (30) 人口問題審議会・厚生省大臣官房政策課・厚生省人口問題研究所編『日本の人口: 日本の家族』東洋経済新報社, 昭和63年12月8日, 47-52頁。
- (31) 同上, 28-36頁。
- (32) 同上, 47-52頁。
- (33) 同上, 58-62頁。

人口の構造変動と教育—教育政策を焦点に

- (34) 以下、全国保育協議会編『保育年報1990：新保育所保育指針と90年代の保育』、1990年8月20日、149-154頁。
- (35) 労働省婦人局『婦人労働の実情：平成2年版』、平成2年11月、17頁および付9頁。
- (36) 塩崎千枝子「成人女性の生活時間と生涯学習」日本教育社会学会編『女性と教育—教育社会学研究—第40集』、昭和60年9月30日、118-119頁。
- (37) 小室豊充「90年代の保育所運営」全国保育協議会編前提書、58-59頁。
- (38) 労働省婦人局前掲書、79頁。
- (39) 市川昭午「家計支出の教育費」市川昭午・菊池城司・矢野眞和共著『教育の経済学』教育学大全集4、第一法規、昭和57年5月10日、165-167頁。
- (40) 菊池城司「教育需要の経済学」市川・菊池・矢野前掲書、32-37頁。
- (41) 市川前掲論文、174-175頁。
- (42) 菊池城司「高等教育機会と家計の教育費負担」民主教育協会『I D E 現代の高等教育 No. 321：大学財政の課題』1991年1月、40頁。
- (43) 市川前掲論文、174頁。
- (44) 山本肇前掲書、148-149頁。
- (45) 市川昭午「戦後教育政策の特質」市川昭午編著『戦後日本の教育政策—国民にとって教育とは何であったか—』清水義弘監修・現代教育講座2、第一法規、昭和50年7月、41頁。

(本稿脱稿後約3ヶ月の平成3年3月中旬に厚生省人口問題研究所は、昭和61年12月の将来推計人口とその後の事態の進展のズレに応じて実施した平成2年12月推計を新聞発表した。それによれば、合計特殊出生率は5年後に最低で1.32ということもあり得るという。)